

令和6年度 久留米市地域包括支援センター運営に関する
事業報告について

(令和7年度 第1回久留米市地域包括支援センター
の運営に関する協議会資料)

令和7年 9月 16日
久留米市健康福祉部 長寿支援課

I 【久留米市地域包括支援センターの業務】

1 包括的支援業務

(1) 総合相談支援業務

支援に活用できる社会資源の情報を収集し、被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う。

業務の内容としては、初期段階での相談支援及び継続的・専門的な相談支援やネットワークの構築、地域の状況の実態把握等を行い、地域の高齢者等の福祉の増進を図るほか、高齢者が要支援・要介護状態となることを防ぐ又は遅らせるため、民生委員、地域住民や高齢者団体（老人クラブ・サロン・自主グループ等）などからの相談、基本チェックリストなどから、生活不活発等により何らかの支援を要する方々を早期に把握し、介護予防事業等などに繋げる。

(2) 権利擁護支援業務

介護支援専門員や民生委員、地域の住民等の支援だけでは十分に解決できない又は適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者等が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用を行うなど、高齢者等の生活の維持を図る。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において多職種相互の協働等による連携を図るとともに、第1号介護予防支援、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

業務の内容としては、地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言等を行う。更に、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源である地域の力を活用できるように、地域との連携・協力体制を整備する。

(4) 認知症総合支援業務

早期診断・早期対応をはじめ、症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供とともに、認知症の人とその家族を支える取組など、認知症の人と家族にやさしい地域づくりを行う。

業務の内容としては、認知症の容態に応じたサービス等の支援に適切に結びつけるとともに、初期集中支援チームにつなげるほか、初期集中支援チーム員会議への参加、初期集中支援チームと連携した支援、チーム支援終了後の支援体制の構築等を行う。

また、ものわすれ予防検診や認知症予防講座等の市が行う認知症施策への協力のほか、認知症地域支援推進員が行う業務とも連携して市民への認知症に関する知識の普及啓発を行い、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりを進める。

また、若年性認知症の人やその家族等からの相談に応じ、鑑別診断を含む専門医療や保健・医療・福祉サービスの情報提供や利用調整等の支援、関係機関等と連携した就労の継続の支援や居場所づくりの支援、家族支援などを行う。

2 第1号介護予防支援業務

「介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号）」で規定される基本チェックリストに該当する者に対して、介護予防及び自立支援の視点を踏まえ、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

3 地域ケア会議業務

各地域包括支援センター担当圏域内において、地域ケア会議（自立支援地域ケア会議、個別課題検討ケア会議、地域課題検討ケア会議）を適切に開催し、高齢者等に関する個別課題や地域課題の解決を図る。また、地域ケア会議専門部会で検討すべき地域課題を共有していくことで、政策形成に向けて協力する。

4 認知症地域支援推進員業務

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図るとともに、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備し、「共生」の地域づくりを推進する。

業務内容については、医療関係者と介護事業所のネットワークを構築し、認知症に関する医療・介護の連携を促進し認知症の状態に応じた適切な支援につなげる。

また、認知症の正しい理解の普及のため関係機関への働きかけ、認知症サポーター養成講座の開催、認知症の人や家族を支える活動を実践するオレンジ協力隊養成講座の実施への協力、地域のニーズとのマッチング、各認知症カフェとの連携の促進などを図り、取組の普及・定着を図る。

5 介護予防活動

地域における介護予防の取り組みが推進されるよう、介護予防に係る地域課題を高齢者個人や地域団体等への支援を通じて把握し、自主的に介護予防に取り組む意識の形成を図れるよう、様々な手法を活用しながら地域づくりを推進していく。

具体的には、地域の自主活動グループ等が継続して活動するための活動支援や、外出機会が少ない傾向にある高齢者に通いの場を紹介し、参加を促す取り組みを行う。

6 地域包括支援センター連携業務

地域包括支援センターの行政、職能団体、医療・介護サービス事業者等との総合調整等を行う。

7 指定介護予防支援業務

地域包括支援センターは、第1号介護予防支援業務の他、指定介護予防支援事業所の指定を受け、居宅要支援被保険者に係る指定介護予防支援業務(介護保険法第8条の2第16項、介護保険法第115条の22)を行う。

なお、業務の実施に当たっては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)」を遵守すること。

8 地域包括支援センター評価の実施・協力

地域包括支援センターの運営の公正・中立性及び活動状況等の自己評価を行うとともに、他の市町村との比較実証を行い、その結果等の資料を、市の指定する期日までに提出する。

9 重層的支援体制整備事業への参加

改正社会福祉法第106条の4(令和3年4月施行)の規定により、市が推進する重層的支援体制整備事業に協力するとともに、その実施にあたっては、以下の項目に留意し、相談支援の手法の検討や他の相談支援機関等との連携強化を図り、複合化・複雑化した個別課題の解決を図る。

- ① 地域住民の相談を包括的に受け止める。
- ② 解決が困難な事例については、他機関と連携して対応するほか、必要に応じて適切な相談支援機関へつなぐ。
- ③ 重層的支援会議及び支援会議に参加し、相談支援機関等と連携・協力しながら個別支援計画等の妥当性や方向性を協議し、解決に向けて取り組む。

II 【事業実績】

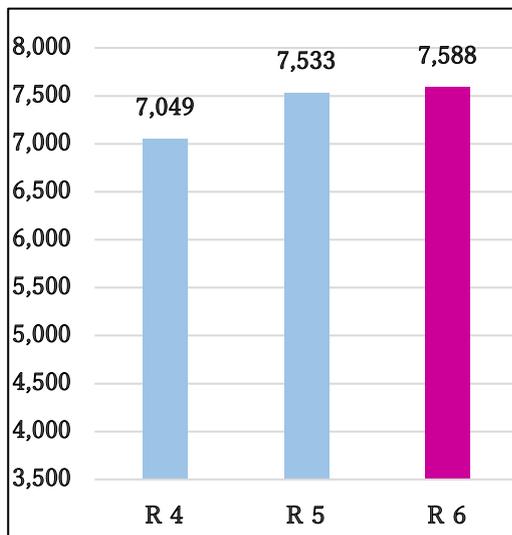
令和6年度 個別支援のべ対応件数

センター		中央	中央2	中央3	東	東2	西	西2	南	南2	北	北2	計
総合相談支援業務		5,607	5,890	6,933	7,049	6,888	6,900	6,189	5,812	7,587	6,037	5,198	70,090
内訳	一般的な相談	668	813	730	157	628	413	681	164	400	158	458	5,270
	介護に関する相談	4,812	4,547	5,588	6,141	5,397	6,304	5,340	5,531	7,062	5,402	4,135	60,259
	福祉に関する相談	35	297	138	163	283	90	55	48	59	140	227	1,535
	医療に関する相談	92	233	477	588	580	93	113	69	66	337	378	3,026
権利擁護業務		763	889	653	1,955	778	1,638	1,034	442	788	1,265	609	10,814
内訳	高齢者虐待対応	331	283	419	729	61	237	551	268	378	354	309	3,920
	権利擁護対応	432	606	234	1,226	717	1,401	483	174	410	911	300	6,894
包括的継続的ケアマネジメント支援業務		1,663	431	892	717	107	437	406	52	356	559	571	6,191
認知症総合支援業務及び認知症地域支援推進員業務		1,142	1,466	668	2,544	841	1,354	1,520	423	314	734	1,044	12,050
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント支援業務		11,521	11,490	8,233	9,344	9,114	7,762	7,333	8,655	11,336	8,316	6,620	99,724
内訳	介護予防支援	8,110	7,093	6,174	5,416	6,969	5,394	5,484	5,769	7,483	7,517	4,843	70,252
	介護予防ケアマネジメント	3,411	4,397	2,059	3,928	2,145	2,368	1,849	2,886	3,853	799	1,777	29,472
のべ対応件数合計		20,696	20,166	17,379	21,609	17,728	18,091	16,482	15,384	20,381	16,911	14,042	198,869
【参考】職員数（三職種計）		9	6	6	7	6	7	7	6	8	6	5	73

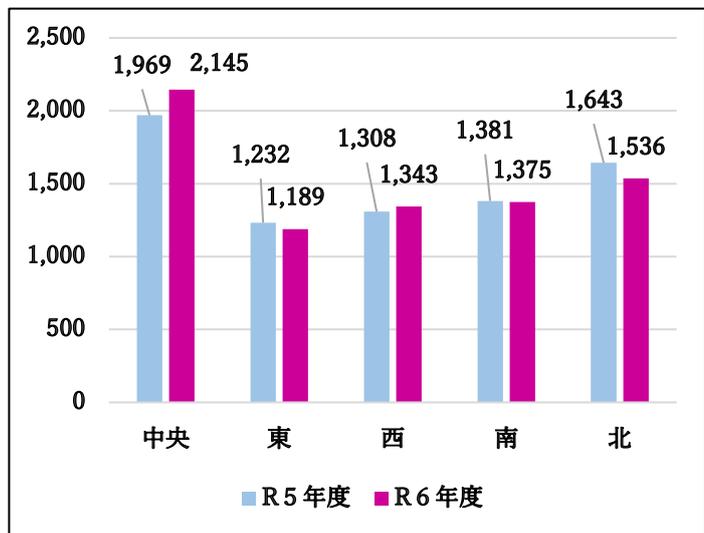
1 包括的支援業務

(1) 総合相談支援業務

① 相談件数

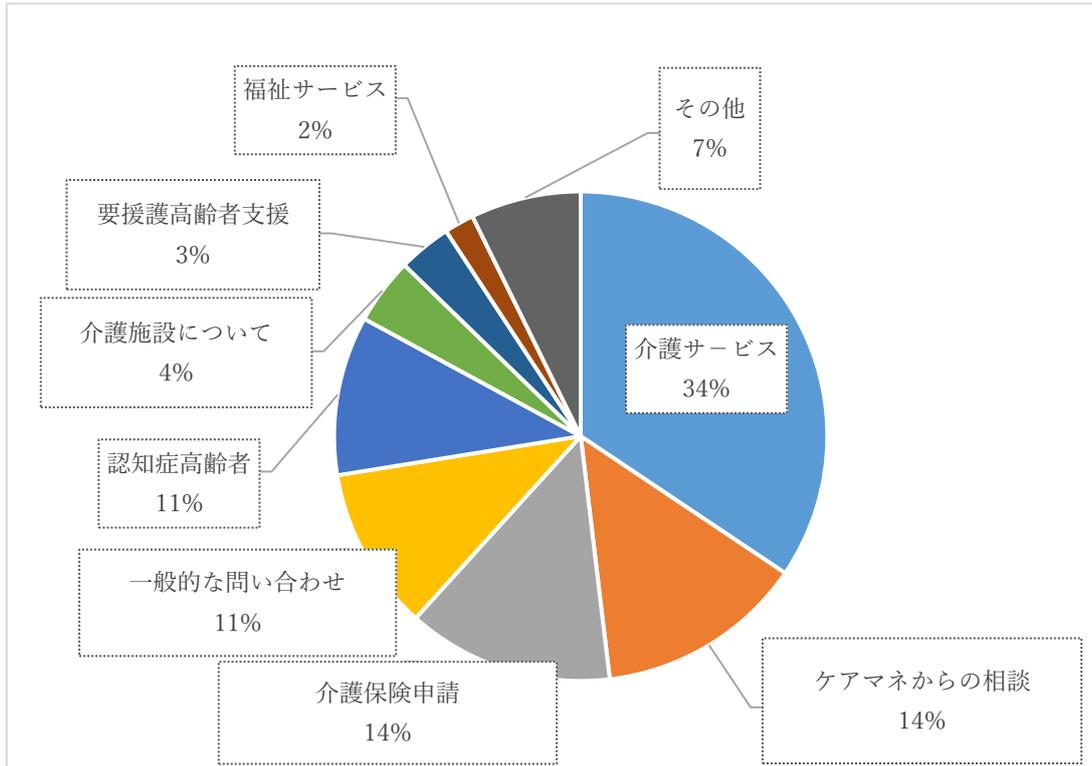


② 圏域別相談件数

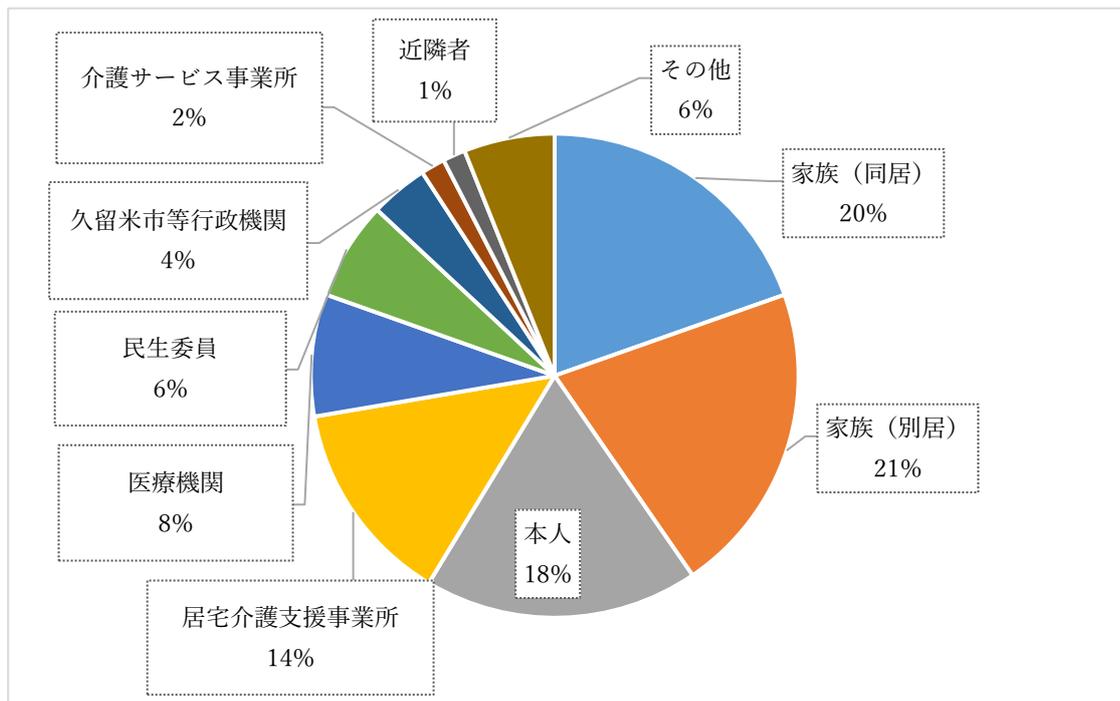


● R5年度 ⇒ R6年度 55件の増加

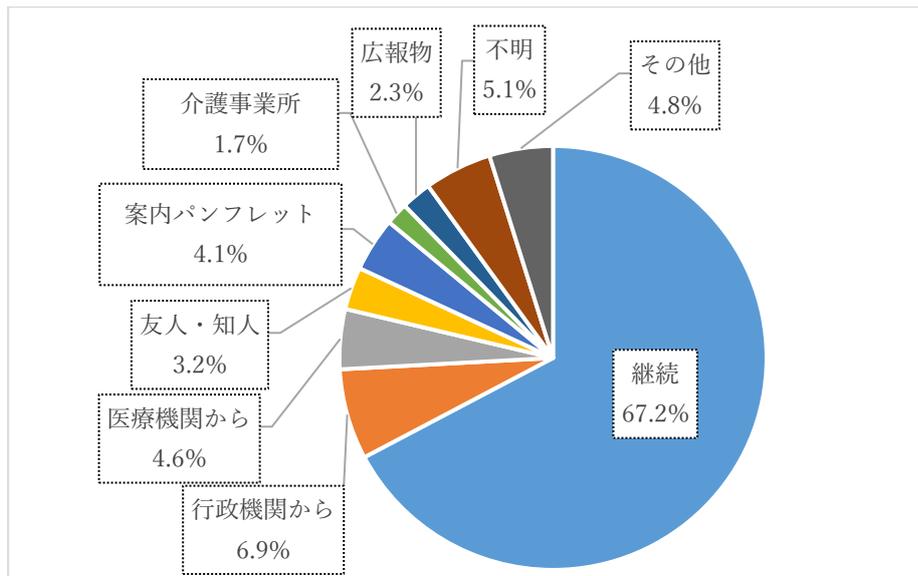
③ 相談内容



④ 相談者



⑤ 相談経路(相談実件数の内訳)



相談延べ件数も、70,090件と昨年度と比較して増加しており、1回の相談では解決できない複雑な課題を抱えた相談が増加傾向にある。

⑥ 関係機関との連携

支援を必要とする人が早期に相談に繋がることで、適切な支援を早期に受けることができること、地域の支援者や関係機関と課題解決ができることを目指して、地域の支援者や相談支援機関等の関係機関との地域包括支援ネットワークの構築に取り組んだ。

民生委員児童委員定例会や校区社会福祉協議会へ地域包括支援センター職員が参加することで地域特性に応じた地域包括支援ネットワーク構築と機能強化に取り組んだ。また、地域の見守り体制を強化するため、高齢者が立ち寄る場や高齢者と接する機会が多い個人商店やコンビニエンスストア、郵便局・金融機関などに対し協力を呼びかけた。その結果、支援を必要とする高齢者等に関する相談が地域包括支援センターに寄せられ、早期対応に繋がった。また、支援者間のネットワーク構築が図られ、見守り体制の強化や介護予防の場の創出、支援者の個別支援対応のスキルアップ等に繋がった。

	中央	中央2	中央3	東	東2	西	西2	南	南2	北	北2	合計	
民生委員定例会	49	34	20	60	82	43	34	33	23	66	23	467	
(開催箇所数)	(5)	(3)	(2)	(5)	(7)	(4)	(3)	(3)	(2)	(6)	(2)	(42)	
校区社協関連	班長会	17	35	0	23	0	1	18	23	16	57	14	204
	サロン	9	4	21	6	21	16	14	9	14	35	11	160
	その他	2	2	22	5	1	21	3	2	17	5	6	86
まちづくり振興会関連	4	1	15	10	10	33	8	4	2	23	4	114	
支え合い推進会議	7	5	14	15	20	14	7	9	7	14	1	113	
老人クラブ関係	0	6	1	5	1	9	4	8	1	4	15	54	
自主グループ	13	4	1	9	11	0	3	7	0	2	2	52	
郵便局・金融機関	1	18	3	9	6	5	5	4	2	3	7	63	
その他関係機関	30	20	12	16	27	21	9	2	11	45	22	215	
合計	132	129	109	158	179	163	105	101	93	254	105	1,528	

(2) 権利擁護支援業務

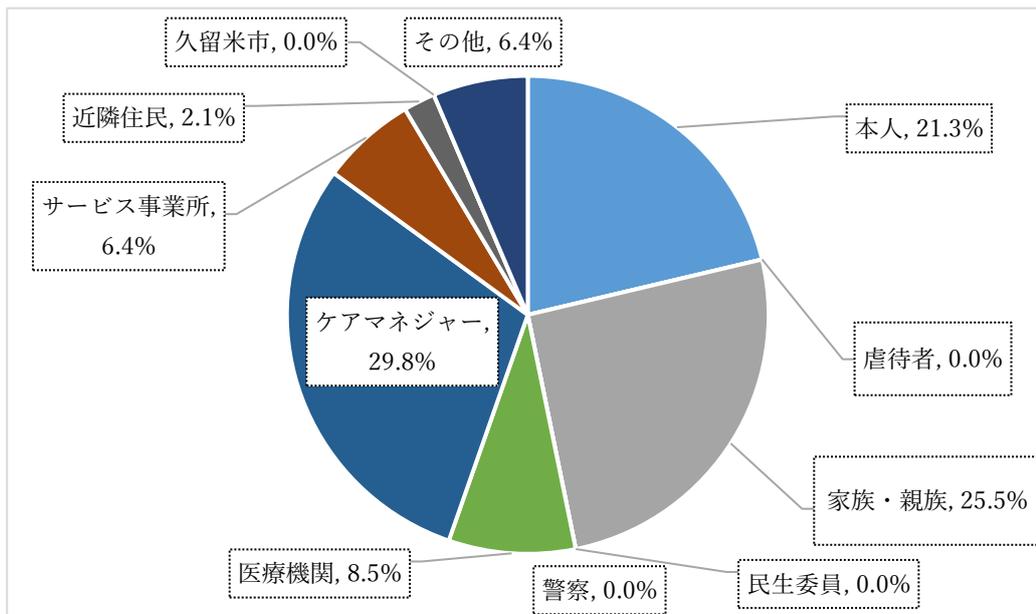
① 高齢者虐待事案

① - 1 虐待対応件数

	中央	東	西	南	北	計	割合
R6年度 虐待対応件数 $A + B = C$	20	15	14	16	10	75	100.0%
(うち、虐待認定件数 $A + U = D$)	(19)	(7)	(7)	(8)	(6)	(47)	62.7%
過年度から継続 $A = ア + イ$	10	3	6	7	2	28	37.3%
虐待認定 $ア$	9	3	5	4	2	23	82.1%
当年度に終了 a	7	3	5	4	2	21	75.0%
次年度へ継続 b	2	0	0	0	0	2	7.1%
非虐待 $イ$	1	0	1	3	0	5	17.9%
R6年度 新規通報・相談 $B = ウ + エ + オ$	10	12	8	9	8	47	62.7%
虐待認定 $ウ$	10	4	2	4	4	24	51.1%
当年度に終了 c	6	4	1	1	2	14	58.3%
次年度へ継続 d	4	0	1	3	2	10	41.7%
非虐待 $エ$	0	8	4	4	4	20	42.6%
未確認 $オ f$	0	0	2	1	0	3	6.4%
R6年度に終了した件数 $a + c = e$	13	7	6	5	4	35	74.5%
R7年度に継続する件数 $b + d + f = g$	6	0	3	4	2	15	31.9%

虐待相談・通報を受けた場合は、原則として地域包括支援センター職員2名と長寿支援課職員1名が担当者となり、迅速な対応を行っている。令和6年度の通報・相談件数は47件であるが、事実確認を行い、実際に虐待と認定したケースは23件(51.1%)であった。虐待認定に至らなかった20件は、事実確認が困難であった、養護者(高齢者を現に養護する者で食事の介護等何らかの世話をしている者)ではなかった等である。なお、虐待認定に至らなかったケースについても継続的に支援を行っている。また、世帯の課題が複雑な場合などは、長期にわたる対応が必要となる。

① - 2 令和6年度新規受付分の通報経路



通報経路	本人	虐待者	家族・親族	民生委員	警察	医療機関	ケアマネジャー	サービス事業所
件数	10	0	12	0	0	4	14	3
割合	21.3%	0.0%	25.5%	0.0%	0.0%	8.5%	29.8%	6.4%
前年件数	5	2	13	2	5	6	31	4

通報経路	近隣住民	久留米市	その他	合計
件数	1	0	3	47
割合	2.1%	0.0%	6.4%	100.0%
前年件数	3	1	3	75

※通報経路が重複する場合があるので、
通報件数の計と一致しないことがある。

① - 3 虐待終結の状況（35件の内訳）

終結区分	件数	割合
被虐待者又は虐待者の入所、入院等分離	18	51.4%
家庭内への介入による助言等	12	34.3%
被虐待者の介護サービス等導入・見直し	2	5.7%
成年後見制度の利用	0	0.0%
被虐待者の死亡	1	2.9%
その他	2	5.7%
合計	35	100.0%

虐待事案の終結については、大きく分けると、被虐待者と虐待者を分離する方法と、家庭内への介入による助言や介護や医療のサービスを見直すことなどにより、同居のままで虐待が発生しないようにする方法がある。被虐待者の意向に沿って、虐待が解消されるよう対応を行っている。

① - 4 虐待の類型（令和6年度受付・認定した24件の内訳）

区分		身体的	心理的	経済的	性的	放棄・放任	合計
久留米市 (R6)	件数	17	12	4	1	2	36
	割合	70.8%	50.0%	16.7%	4.2%	8.3%	
全国 (R5)	件数	11,362	6,680	2,773	66	3,393	24,274
	割合	65.1%	38.3%	15.9%	0.4%	19.4%	

※1 割合については、虐待認定件数（久留米市：24件 全国：17,091件）に占める割合である。

※2 類型が重複する場合があるので、合計数は虐待認定件数と一致しない。

① - 5 被虐待者について（令和6年度受付・認定した24件の内訳）

○性別

性別	男性	女性	計
件数	6	18	24
割合	25.0%	75.0%	100.0%

※全国の状況：男性24.4%、女性75.6%

○年齢層

年齢区分	～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳～	合計
件数	0	0	4	4	4	8	4	24
割合	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	33.3%	16.7%	100.0%

※全国の状況：80～84歳、85～89歳の年齢層の順に割合が大きい

○介護度

介護度	非該当	未申請	申請中	要支援		要介護					計
				1	2	1	2	3	4	5	
件数	0	4	0	3	3	8	3	3	0	0	24
割合	0.0%	16.7%	0.0%	12.5%	12.5%	33.3%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%

※全国の状況：要介護1が25.3%、次いで要介護2が21.6%

○認知症の有無

認知症 日常生活 自立度	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	自立度不明	認知有無不明	合計
件数	5	4	5	3	3	2	0	0	2	0	24
割合	20.8%	16.7%	20.8%	12.5%	12.5%	8.3%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	100.0%

○認知症により日常生活に支障をきたすような症状が見られる認知症日常生活自立度Ⅱ以上は、13人と全体の54.2%を占める。

※全国の状況：認知症日常生活自立度Ⅱ以上が73.6%

① - 6 虐待者（養護者）について

区分	配偶者	息子(同居)	息子(別居)	娘(同居)	娘(別居)	子の配偶者	孫	兄弟・姉妹	親類	その他	合計
件数	8	8	1	4	3	0	0	0	0	0	24
割合	33.3%	33.3%	4.2%	16.7%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

※全国の状況：子からの虐待が57.6%、配偶者からの虐待が30.4%

※全国の数値は、「令和5年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省発表）」による。

① - 7 高齢者虐待未然防止・早期発見のための取組み

○居宅介護支援事業所、介護サービス事業所向け研修会の実施

高齢者虐待に関する相談者の多数を占める居宅介護支援事業所や介護サービス事業所に対し、虐待防止や虐待リスクを軽減するための連携した支援体制の構築に向け、「権利擁護研修会」を2回企画・実施し複雑・複合的な課題を抱えた高齢者やその家族の障害等の特性に応じた対応や多機関との連携の必要性について理解を図った（合計328名参加）。この研修会には、保健所精神保健チーム、久留米市障害者基幹相談支援センター（東部・北部）、福岡県ひきこもり地域支援センター、障害者福祉課、子育てサポートセンター等の協力を得て、連携先として各機関の機能や役割、連携方法などの周知を行った。

○地域に対する普及啓発

高齢者虐待の防止や早期発見・対応には地域での見守りが重要であるため、民生委員児童委員定例会やふれあい会班長会、出前講座等の機会をとらえ、高齢者虐待に関する相談や傾向、早期発見・対応の必要性と相談窓口の周知・啓発を行った。

また、地域包括支援センターの各センターが地域特性に応じて発行する「ほうかつだより」等の広報物を作成・活用し「消費者被害予防」「高齢者虐待予防」「成年後見制度」等に関する内容を地

域住民や民生委員やふれあいの会等に啓発した。特に消費者被害予防啓発では、消費生活センターからの情報をもとに、実際の事例を紹介することで注意喚起を促し、相談窓口や連携先等の周知を行った。(令和6年度普及啓発回数：472回、普及啓発者のべ人数：8,487人)。

② その他権利擁護についての取組み

高齢者虐待の対応において、意思決定支援が困難であるケースが多くあった。高齢者の権利侵害を防ぐために行政と連携し緊急で措置入所を行うケースが増加した。また、高齢者本人が支援介入を拒否するケースでは、適切な支援を行うまでに長期間かかり、意思決定支援の難しさが見られた。そのようなケースでは、関係機関との地域ケア会議を活用したネットワーク構築を図り、連携して支援を行った。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

① 包括的ケアマネジメントの体制構築

ケアマネジャーからの日常的な相談（認知症支援、虐待対応、支援困難ケース）などに対して、必要な助言・支援を行った。支援困難ケースや認知症支援ケースへのサポートに関する相談が増加し、同行訪問し役割分担した支援を行う等の連携した支援が行えるような環境整備に取り組んだ。

また、介護支援専門員の相談の半数は、制度についての相談であり、令和6年度は介護予防支援・介護予防ケアマネジメント実施手順書の改定を行い、居宅介護支援事業所に周知した。

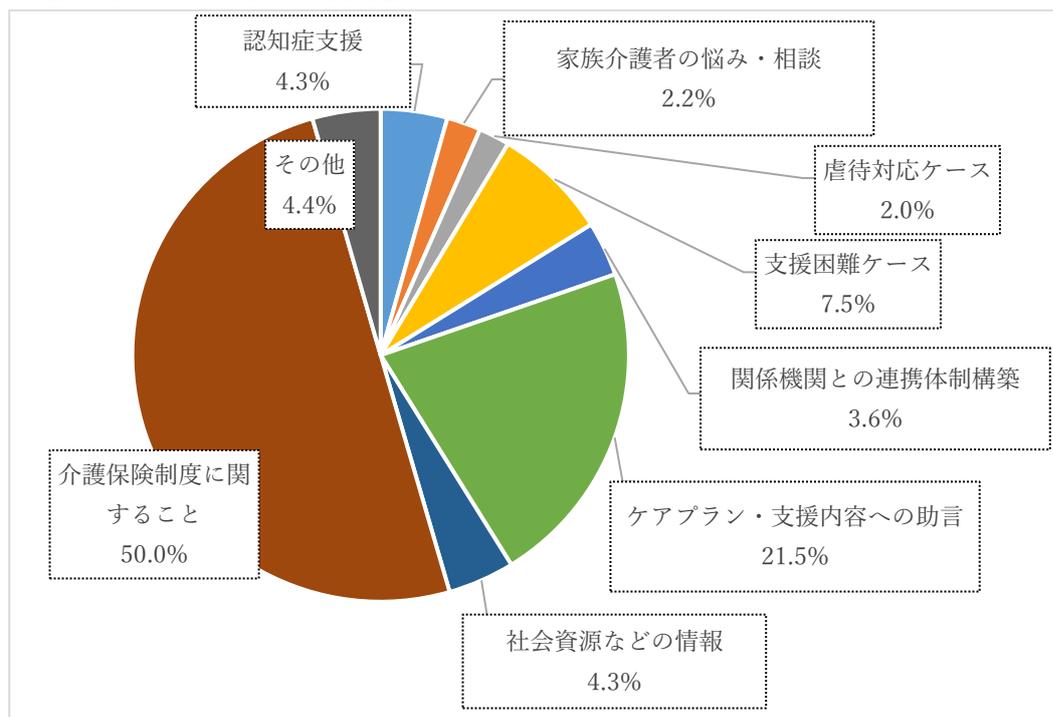
○ 介護支援専門員支援相談件数

センター	中央	中央2	中央3	東	東2	西	西2	南	南2	北	北2	合計
相談件数	48	133	129	103	69	62	142	35	54	105	157	1037

考1：居宅介護支援事業者数 103事業所

参考2：令和5年度相談件数 997件

○ 介護支援専門員からの相談内容



2 認知症総合支援業務、認知症地域支援推進員業務

(1) 認知症に関する相談対応

平成 29 年 4 月から、認知症地域支援推進員を日常生活圏域に各 1 名ずつ配置（11 名体制）することで、認知症を含めた高齢者の総合相談支援体制の強化を図っている。また、令和 6 年度の認知症総合相談支援等業務対応件数は 12,050 件（延べ件数、令和 5 年度：11,517 件）であり、認知症に関する相談対応の増加が見られた。

さらに、医療や介護サービスの利用を拒んでいるなどの処遇困難事例等については、『認知症初期集中支援チーム』へ引き継ぐなど（※平成 28 年 10 月～令和 7 年 3 月末：103 事例）、適切な支援に繋がるように努めた。

(2) 認知症の理解を深めるための普及啓発及び認知症に早期に気づき対応ができる仕組みづくり

「認知症があっても地域で暮らし続けられる地域づくり」を事業目標に、地域ニーズに応じた普及啓発活動を行い、地域や関係機関と連携した支援体制の充実を図った。

	回数・団体数	啓発対象者数
周知活動	609	7,268
認知症サポーター養成講座	24	859
オレンジ協力隊養成講座	11	232
認知症支援普及啓発活動計	644	8,359

① 周知活動

認知症について不安や悩みがある方やその家族が、地域包括支援センター等への早期の相談に繋がるように、地域における出前講座や地域での集まり、イベントなど、様々な機会を捉えて、『久留米市認知症支援ガイドブック』等を活用し、普及啓発活動を行った。

また、地域の商店や郵便局、金融機関等に対して、支援を必要とする人に対する気づきのポイントを伝えることで、地域で認知症の人や家族を支えるためのネットワーク構築に取り組んだ。

福岡県認知症医療センター久留米大学病院が主催した「オレンジ健康フェスタ」に参画し、認知症地域支援推進員が地域包括支援センターの活動について市民に周知を行うとともに、地域で認知症に関する理解を深め、地域で支え合うことの必要性について伝えた。

② 認知症サポーター養成講座

介護サービス事業所と連携し、身近に相談できる場づくりに努めるとともに、キャラバン・メイトや地域の協力者（校区まちづくり振興会や介護事業所等）と連携しながら認知症サポーター養成講座等の実施を通じて、認知症の人やその家族を地域で支えていく機運を高めている。

令和 6 年度は、民生委員やサロン、小学校の児童等も対象に講座を実施した。参加者に応じて、伝えたいポイントを整理し講座の内容を変更するなど工夫を行いながら実施した。受講者からは「認知症の人を支援するために自分ができることを考えるきっかけになった。」、「言葉のかけ方を学んだ。」など前向きな感想をいただいた。

③ オレンジ協力隊養成講座

認知症サポーター養成講座を受講した後のステップアップとして、地域団体や企業等が団体と

して共通の認知症支援活動を宣言し登録のうえ、オレンジ協力隊として活動いただくための「オレンジ協力隊養成講座」について、認知症サポーター養成講座を受講いただいた団体に開催を呼びかけ実施した。また、オレンジ協力隊養成講座振り返り講座を企画し、令和5年度オレンジ協力隊養成講座を受講した2団体に対して、活動の振り返りと活動中での課題や更なる取組を意識できるよう振り返りを実施した。

3 第1号介護予防支援業務(介護予防ケアマネジメント)及び指定介護予防支援業務

(1) 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び基本チェックリストによる総合事業該当者に対するアセスメントを実施し、利用者の状況や希望を踏まえた同事業のサービスや民間サービスなどが包括的及び効率的に提供されるよう支援するとともに、モニタリング及び必要に応じたフォローアップなどの支援を行った。

(2) 指定介護予防事業

予防給付の対象者(要支援1・2)が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。なお、この業務は、居宅介護支援事業所への委託により行うことができる。

(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント対応件数

令和6年度の給付管理件数は35,436件(介護予防支援:24,118件、介護予防ケアマネジメント:11,318件)、令和6年度の介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務延べ対応件数は99,724件(介護予防支援:70,252件、介護予防ケアマネジメント:29,472件)であり、当該業務の比重が大きい状況であった。

●R6年度給付管理件数:35,346件(直営:45.2%、委託:54.8%)

圏域		中央	東	西	南	北	計
介護予防支援	直営	3,550	1,942	1,387	2,109	1,777	10,765
	委託	3,245	1,874	3,666	2,253	2,315	13,353
	計	6,795	3,816	5,053	4,362	4,092	24,118
	委託率	47.8%	49.1%	72.6%	51.7%	56.6%	55.4%
介護予防ケアマネジメント	直営	1,905	1,115	669	1,180	397	5,266
	委託	1,955	804	1,510	1,230	553	6,052
	計	3,860	1,919	2,179	2,410	950	11,318
	委託率	50.6%	41.9%	69.3%	51.0%	58.2%	53.5%
給付管理件数計	直営	5,455	3,057	2,056	3,289	2,174	16,031
	委託	5,200	2,678	5,176	3,483	2,868	19,405
	計	10,655	5,735	7,232	6,772	5,042	35,436
	委託率	48.8%	46.7%	71.6%	51.4%	56.9%	54.8%

参考:令和5年度 33,331件

4 介護予防講座運営等事業

高齢者個人や団体が地域で介護予防に取り組める地域づくりを事業目標に、地域ニーズに応じた普及啓発活動を行い、地域住民組織や団体、専門職と連携した支援体制の充実を図った。

		回数・団体数	対象者数
普及啓発活動		497	9,142
基本チェックリスト	実施	188	334
	該当者		183
介護予防講座運営等計		685	9,476

(1) 介護予防に関する地域課題の把握

圏域や校区ごとに、前年度の総合相談の傾向や高齢化率、市が実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、地域の団体の活動状況、社会資源の情報等をもとに、地域における介護予防に関する課題の抽出を実施した。また、保健所や社会福祉協議会(生活支援コーディネーター)、長寿支援課、地域福祉課等と開催する地域課題検討ケア会議にて、各セクションにて把握している介護予防に関する課題を共有するとともに、課題に対する解決策や連携した取組内容について協議を行った。

介護予防地域課題検討ケア会議では、各関係機関と介護予防に関する地域課題の共有を行うことができ、連携して新たな通いの場の創出に取り組むことができた。

(2) 介護予防の働きかけ・普及啓発・支援活動

高齢者が主体的に地域で介護予防に取り組める地域づくりを目的に、フレイル状態にある高齢者の維持・改善を図れるよう介護予防普及啓発活動を実施し、介護予防活動に取り組む意識の醸成を図った。また、えーるびあカレッジでは、基本チェックリストの項目に応じた介護予防の取組や社会参加の必要性について講演を行った。団体活動へ後方支援として、令和5年度の活動からフレイルの課題として抽出した「うつ予防」、「ものわすれ予防」、「口腔機能低下予防」に関して、介護予防テキスト等を活用し普及啓発を図った。

総合相談の相談者や団体活動に参加している高齢者に対して、基本チェックリストを用いてフレイル状態の把握を行った。フレイル状態にある高齢者に対して、セルフケアの推進を目的に久留米市一般介護予防事業の紹介や地域の団体活動、サロンや教室など活用できる社会資源の提案を行った。基本チェックリスト実施者のうち、該当者に対して、健康寿命のばシートを一緒に作成し、目標設定と目標達成のためのセルフケアの支援を行い、75%が設定した目標を達成できた。

また、久留米市保健所が主催したフレイル予防啓発イベントへ参画し、市内の団体活動の紹介の動画を作成した。イベントを通じて、高齢者のみならず多くの地域住民に、個人での介護予防活動にとどまらず、介護予防における「通いの場」の重要性についても周知することができた。

5 地域ケア会議の実施

久留米市では、平成 27 年 7 月に市、地域包括支援センターに加え専門職団体の協力を得て作成した『久留米市における地域ケア会議マニュアル』【令和元年 10 月改正】に基づき、市と地域包括支援センターが一体となって地域ケア会議の開催を推進している。

令和 6 年度は、地域ケア会議を活用し、関係機関と支援体制の構築を行い、個別支援の充実と社会基盤の整備を行うことを推進目標に掲げ、各地域ケア会議を開催した。

●R 6 年度地域ケア会議開催実績

センター		中央	中央 2	中央 3	東	東 2	西	西 2	南	南 2	北	北 2	計
自立支援地域ケア会議	検討ケース数	10	10	10	14	16	16	14	14	16	14	16	150
	うち直営	8	2	6	8	5	8	2	6	8	8	12	73
	うち委託	2	8	4	6	11	8	12	8	8	6	4	77
個別支援・権利擁護 個別支援地域ケア会議	検討ケース数	5	5	6	3	5	5	3	3	5	5	3	48
	うち権利擁護	2	4	5	1	4	4	2	3	3	4	2	34
地域課題検討ケア会議	開催回数	2	1	3	3	10	4	2	3	2	2	4	36
	うち介護予防	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	22

(1) 自立支援地域ケア会議

①会議の趣旨等

介護支援専門員が実際に作成した要支援 1・2 のケアプランについて、アドバイザー（理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士、言語聴覚士又は歯科衛生士）が自らの専門分野の見地から、ケアプランやサービスの内容についてアドバイスを行うことで、要支援認定者の自立支援及び生活の質の向上と参加者のスキルアップを目指して会議を行っている。地域包括支援センター職員は、司会者、専門職の立場で会議を運営している。

②令和 6 年度の実施状況

自立支援地域ケア会議では、高齢者の自立支援の支援体制を充実させるため、令和 6 年度は市の介護予防・重度化予防の現状と課題より抽出された、通所系介護サービス利用者の要支援認定者の悪化率の高さ、高齢者の自己実現への支援には「参加・役割」に働きかけることが重要で、通所系介護サービスでの役割創出に繋がることを踏まえ、通所系介護サービス利用事例を検討した。半年後にモニタリング会議、1 年後には評価会議を行うことで、支援状況を評価し、新たな課題に対してチームアプローチにて自立支援を行う体制づくりを行った。

自立支援、高齢者の「参加」に係るチームアプローチを高めるため、自立支援地域ケア会議に出務するアドバイザーに対して研修会を行った。個別事例の検討を通して自立支援に資する地域課題の抽出を行い、社会資源不足や移動手段の課題、地域の支援体制、医療機関との連携など様々な地域課題が抽出された。地域課題の 1 つとして介護支援専門員の ICF の概念に基づく「参加」を意識した介護予防ケアマネジメントが抽出され、課題解決に向けた取組として、令和 5 年度より実施している介護支援専門員を対象とした「介護予防ケアマネジメントスキルアップ研修会」を 2 回実施した。研修参加者のケアプランでは、1 年後の目標に人との関りの中での役割などが参加目標として設定されるなど、「参加」に係る介護予防ケアマネジメントの必要性を理解いただいたと感じられた。

※ICF（国際生活機能分類）とは・・・

人間のあらゆる健康状態に関係した生活機能状態から、その人を取りまく社会制度や社会資源までをアルファベットと数字を組み合わせた方式で分類するもの。

ICF では、人間の生活機能と障害について、「心身機能・身体構造」、「活動と参加」、それに影響を及ぼす「環境因子」について、合計約 1500 項目に分類している。

ICF を活用することによって、障害や疾病を持った人やその家族、サービスを提供する保健・医療・福祉等の幅広い分野の従事者が、ICF を用いて障害や疾病の状態などを表現することによって共通理解を持つこと ICF を用いることによって、さまざまな障害者に向けたサービスを提供する施設や機関などで行われるサービスの計画や評価、記録などのために実際的な手段を提供することなどが可能になる。

(2) 個別支援・権利擁護個別支援地域ケア会議

①会議の趣旨等

個別課題について多くの関係機関・団体等が多様な視点から検討を行うことにより、高齢者の課題解決を支援すること及び個別ケースの検討を積み重ねることで地域課題を発見し地域課題検討ケア会議に繋げることを目的に、個別支援地域ケア会議を実施している。

会議で検討を行うケースについては、地域包括支援センターに寄せられた総合相談やケアマネジャーからの相談などの中から、地域ケア会議の必要性を判断した個別ケースについて市と協議し選定を行っている。具体的には、支援者（ケアマネジャーや地域包括支援センター）が困難を感じているケースや支援が必要だと判断されるがサービスに繋がっていないケース、権利擁護が必要なケースなどについて検討を行っている。

会議の参加者については、支援対象となる高齢者及びその家族の状況、課題の内容、地域の実情等に応じ、地域における高齢者等支援の関係者の中から参加者を決定している。

②令和 6 年度の実施状況

令和 6 年度は、権利擁護個別支援地域ケア会議を含む個別支援地域ケア会議は 48 件実施した。そのうち、権利擁護個別支援地域ケア会議では、34 事例の権利擁護が必要な事例の検討を行い、うち、6 事例については、支援状況を関係機関と評価するためのモニタリング・評価会議として実施した。権利擁護支援が必要な事例の検討を通じて、課題解決に向けた支援者間での役割分担を整理し、支援に必要な情報共有をスムーズに行うことにより、関係機関と連携した権利擁護支援ができるよう支援体制の強化を図った。それにより、地域ケア会議を通じた各専門分野の相談支援機関等との多機関連携の効果を共有することができた。さらには、モニタリング・評価会議を実施したことで、支援状況の共有ができ、課題解決の新たな糸口を検討する機会にもなった。

③地域課題の抽出

令和 6 年度個別支援地域ケア会議の実施を通して抽出された課題は以下のとおり

- ・家族と同居している高齢者は見守りの対象外であり、早期発見・対応に繋がりにくい。
- ・近所や地域に知られたくないとの思いから重症化してからの相談になっている。
- ・ライフステージに応じた支援になっていない。関わる機関が変わることで支援が途切れる。

(3) 地域課題検討ケア会議

①会議の趣旨等

個別の課題の検討を積み重ねることなどにより、見えてくる地域における支援やサービスの不足、職種あるいは機関の連携の不足、深刻化が予想される地域課題のうち専門的なものについて、関係者で認識を共有し解決策の検討を行っている。

②令和6年度の実施状況

【会議種類毎の開催実績】

○介護予防地域課題検討ケア会議（R6 実績：22 会議体）

保健所、社会福祉協議会生活支援コーディネーター、長寿支援課、地域福祉課と地域の介護予防に関する課題の検討を行った。

○民生委員包括連絡会議（R6 実績：8 会議体）

校区の民生委員児童委員、社会福祉協議会生活支援コーディネーター、障害者基幹相談支援センターと地域課題の共有と支援が必要な高齢者（世帯）の早期発見・対応に関する検討を行った。

○地域住民や地域の介護サービス事業所との地域課題検討ケア会議（R6 実績：6 会議体）

地域住民組織や地域の介護サービス事業所と見守り体制や介護予防に取り組める場に関する課題の検討を行った。

【検討した地域課題】

令和6年度の介護予防に関する地域ケア会議では、小地域における「通いの場」に関する検討を行い、新たな通いの場の創設に繋がった。その他、早期発見・早期相談に繋がる「見守り」体制の検討も実施した。関係機関と課題の共有ができ、課題解決のためのネットワーク構築に繋がった。

③課題の抽出

令和6年度地域課題検討ケア会議の実施を通して抽出された課題は以下のとおり

- ・通いの場が身近にないことや、介護予防や認知症予防の取組み、見守り支援における地域の担い手が不足していること。
- ・高齢者が社会参加できる場、活躍できる場、趣味が活かせる場など高齢者個人の強みに合わせた活動へのマッチング（社会資源不足やケアマネジメントの課題による）が不足していること。
- ・移動手段が限られていることで、買い物や活動への参加に支障があること。
- ・近隣に駐車スペースがないため、集まりの場への参加ができないことや訪問介護サービスの利用が制限されていること。

6 重層的支援体制整備事業への参加

久留米市では、改正社会福祉法第106条の4（令和3年4月施行）の規定により、令和3年度から重層的支援体制整備事業を推進しており、この事業への協力を行い、重層的支援会議及び支援会議に参加した。

【会議開催】

令和6年度 重層的支援会議及び支援会議：12回開催

Ⅲ 【事業報告におけるまとめ】

令和6年度久留米市地域包括支援センター事業計画において、「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域特性に応じた個別支援の充実と地域づくりを行う」ことを事業目的として、市及び関係機関・団体等と連携を図りながら、「介護予防と自立支援」、「認知症支援」、「権利擁護支援」の各事業に取り組んだ。

「介護予防と自立支援」については、総合相談対応時等に、個人のフレイル状態に応じた個別支援を実施したことで、高齢者がセルフケアに取り組む意識づけを行うことにも繋がった。また、自立支援地域ケア会議や、介護予防ケアマネジメントスキルアップ研修会などで、高齢者に対する介護予防活動の意識の醸成を図るとともに、高齢者支援に関わる支援者とも高齢者の「参加」への支援の共通認識を持つことができた。これらにより、事業目標である「高齢者が主体的に地域で介護予防に取り組める地域づくり」に取り組んだ。

「認知症支援」については、地域住民や高齢者に接する機会の多い関係機関等に、地域包括支援センターが相談窓口である周知と合わせて、認知症の理解を広めるための普及啓発を行った結果、地域住民等からの認知症に関する相談があり、早期支援に繋がった。また、オレンジ協力隊養成講座やオレンジ協力隊養成講座振り返り講座の実施を行い、認知症の人やその家族を地域で支えるためにできる支援について考える機会を設けることができた。これらにより、事業目標である「認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けられる『共生』の地域づくり」に取り組むことができた。

「権利擁護支援」については、地域で活動している介護支援専門員や介護サービス事業所に向け権利擁護研修会を2回実施し多数の参加があった。行政・高齢者や障害者の支援機関が参加し、権利擁護支援のネットワーク構築を図ることができた。また、周知の面でも消費者被害予防啓発に力を入れ、消費生活センターからの情報をもとに注意喚起および相談窓口の案内等を行い、高齢者やその家族等の権利擁護を行った。また、積極的に権利擁護個別支援地域ケア会議を実施し、継続で協議が必要なケースについてはモニタリング・評価会議も実施している。会議を通じて課題解決に向けた支援者間での役割分担を整理し、支援に必要な情報共有を行い、関係機関と連携した権利擁護支援ができるよう支援体制の強化を行った。これらにより、「高齢者やその家族等の権利擁護を充実させる地域づくり」を進めることができた。

さらに、令和6年度久留米市地域包括支援センター地域ケア会議推進計画においては、「地域ケア会議を活用し、関係機関と支援体制の構築を行い、個別支援の充実と社会基盤の整備を行う」ことを推進目的として、高齢者の重度化予防・自立支援にむけた個別支援の充実を図る「自立支援地域ケア会議」や認知症の人やその家族が適切な支援に繋がるための「個別支援地域ケア会議」、意思決定支援が必要な高齢者や家族等の課題解決のための「権利擁護個別支援地域ケア会議」を開催し、個別支援の充実や関係機関と連携した支援体制づくりに取り組んだ。

地域包括支援センターに寄せられる相談は、年々増加傾向にあり、複合的な課題を抱えた相談も多くなっており、相談受付から終結に至るまでに長期間を要するケースが増加している。限られた人員体制においても適切に相談対応できるよう、地域ケア会議を有効に活用しつつ、関係機関や地域住民との連携、役割分担やネットワークの構築を行うことが大変重要であり、令和6年度においては地域包括支援センターで実施する全事業において当該視点を踏まえた取組を行うことができた。

以上のことから、地域包括支援センターの運営を適切、公正に実施したと考える。